

様式 C-13-3 【記入例】（電子申請システム非対応用）

令和4年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）における  
病気を理由とする特別研究員の採用の中断に伴う研究中断承認申請書

令和4年11月1日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

		機関番号	1	2	3	4	5
受入研究機関名称	〇〇大学						
研究 代表者	部局	〇〇学部					
	職	特別研究員（PD）					
	氏名	〇〇 〇〇					

令和4年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）について、病気を理由とする特別研究員の採用の中断に伴い下記のとおり研究中断したいのでご承認くださるようお願いします。

記

1. 研究種目名 特別研究員奨励費 2. 課題番号 2 2 J 1 2 3 4 5

3. 研究課題名 〇〇〇に関する研究

4. 交付決定額 (円)

直接経費 ①	間接経費 ②	合計 ①+②
1,000,000	300,000	1,300,000

5. 研究期間 令和4年度～令和6年度

6. 補助金の使用状況 (円)

		直接経費	間接経費	合計
既受領額	前期分	1,000,000 ③	300,000 ④	1,300,000 ③+④
	後期分	0 ⑤	0 ⑥	0 ⑤+⑥
中断前の支出済額		800,000 ⑦	⑦×30% 240,000 ⑧	1,040,000 ⑦+⑧
中断前の未使用額		③+⑤-⑦ 200,000 ⑨	④+⑥-⑧ 60,000 ⑩	260,000 ⑨+⑩

※⑩（円未満切り捨て；②＝「0」であれば「0」を記入）

7. 変更交付決定額 (円)

直接経費 ⑦	間接経費 ⑧	合計 ⑦+⑧
800,000	240,000	1,040,000

8. 病気を理由とする特別研究員の採用の中断の開始年月日及び終了予定年月日  
令和4年12月1日 ～ 令和5年9月30日

9. 研究再開予定年月日  
令和5年11月10日

＜対応事業＞

特別研究員奨励費（外国人特別研究員を除く）

研究代表者が病気による特別研究員の採用の中断に伴い研究を中断し、未使用の補助金について翌年度以降の中断終了後に再交付を希望する場合に、事前に研究代表者が作成し、受入研究機関を通して日本学術振興会に1部提出すること。

●作成・提出に当たっては、以下について留意すること。

- ・ A4判（縦長）で作成すること。
  - ・ 本様式の作成時に誤記入があった場合には、改めて作成すること。
  - ・ 「交付申請書（様式A-2-1）」の写を1部添付すること。その他、提出時に添付すべき書類は「様式提出時 添付書類一覧（補助金分）」を参照すること。
1. 「研究代表者受入研究機関名称・部局・職・氏名」欄には、研究代表者の受入研究機関名、部局名、職名及び氏名を省略せずに記入すること（部局のない研究機関の場合は、部局名は不要。）。
  2. 「2. 課題番号」欄には、交付決定通知書に記載の課題番号を記入すること。
  3. 「3. 研究課題名」欄には、「交付申請書（様式A-2-1）」に記載の研究課題名を記入すること。
  4. 「4. 交付決定額」欄には、交付決定通知書に記載の交付決定額を記入すること（間接経費交付決定額変更申請など交付決定額を変更した場合には、変更後の交付決定額を記入すること。）。なお、間接経費の交付を受けていない場合は、この欄を含め全ての間接経費欄に「0」を記入すること。
  5. 「5. 研究期間」欄には、「交付申請書（様式A-2-1）」に記載の研究期間を記入すること。
  6. 「6. 補助金の使用状況」欄には、以下を記入すること。
    - ・ 「既受領額」欄には、既に受領している金額を前期分・後期分と分けて記入すること。9月30日までに受領した分については前期分に、10月1日以降に受領した分については後期分に含めて記入すること。
    - ・ 「中断前の支出済額」欄には、この申請書の提出時の支出済額（利子を除く。）を記入すること。間接経費の額は、円未満を切り捨てた額を記入すること。
    - ・ 「中断前の未使用額」欄には、日本学術振興会への返還額を記入すること。

＜利子（預貯金利息）の考え方＞

※ 利子（預貯金利息）や解約利息が生じた場合は、補助条件に定めたとおり機関に譲渡すること。  
※ 発生した利息を補助事業に使用した場合でも、申請書の「既受領額」や「支出済額」には含めないこと。

7. 「7. 変更交付決定額」欄には「6. 補助金の使用状況 支出済額」欄の金額を記入すること。
8. 「8. 病気を理由とする特別研究員の採用の中断の開始予定年月日及び終了予定年月日」欄には、研究者養成課への提出書類である「特別研究員採用中断願」に記載した採用中断期間を記入すること。
9. 「9. 研究再開予定年月日」欄には、採用の中断終了後、研究を開始（再開）する予定年月日を記入すること。（なお、採用の中断終了後、1年を超えて補助事業を中断することはできないので注意すること。）

＜本様式提出後の手続きについて＞

- ・ 本様式提出後、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断の時までの

補助事業について、中断の承認を得た後、61日以内に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」を作成・提出すること。